

常置委員会および臨時委員会設置規程

平成 3 年 7 月 25 日 制定
平成 6 年 1 月 29 日 一部改正
2001 年 6 月 29 日 一部改正

1. 会則第 17 条、第 20 条 2 項に基づく委員会の設置は本規程による。
2. 本会に常置委員会として、庶務委員会、財務委員会、編集委員会、事業計画委員会および研究推進委員会をおく。
3. 本会に臨時委員会として、選挙管理委員会および必要に応じて常任理事会の議を経て大会運営委員会、シンポジウム運営委員会、研修会運営委員会、その他をおく。
4. 各常置委員会の任務および人員構成は以下の通りとする。
 - 1) 庶務委員会
任務：学会の庶務を扱う。
 - ①学会事務の総括、および各委員会の連絡調整
 - ②総会、理事会、常任理事会の準備及び議事録
 - ③会員名簿管理（入・退会処理）
 - ④渉外
 - ⑤公文書類の接受、発送及び整理保存
 - ⑥会員への行事の連絡通知人員構成：委員長（常任理事）1 名、幹事若干名
 - 2) 財務委員会
任務：学会の財務（会計事務）を扱う。
 - ①学会財務計画の立案
 - ②年度予算、決算案の作成
 - ③会費徴収、その他の収入及び支出に関すること
 - ④受託研究費の管理人員構成：委員長（常任理事）1 名、幹事若干名
 - 3) 編集委員会
任務：学会誌の編集および発行を扱う。
 - ①学会誌刊行計画の立案と推進
 - ②原稿の受理、依頼、整理
 - ③各種原稿の閲読・校閲に関すること
 - ④掲載内容の決定
 - ⑤学会誌の発行・発送人員構成：委員長（常任理事）1 名、幹事若干名、委員約 12 名
 - 4) 事業計画委員会
任務：学会事業計画の立案と推進
 - ①年次大会、シンポジウムの企画
 - ②研修会、セミナーの企画
 - ③学会刊行物（設計書、マニュアルなどの企画）

④その他事業企画

人員構成：委員長（常任理事）1名、幹事若干名、委員約10名

5) 研究推進委員会

任務：研究活動の推進、研究部会の企画、情報収集及び広報、学会組織制度の検討

①研究活動の推進

②研究部会の企画

③情報収集及び広報

④組織、制度の検討

⑤会員拡大

⑥他学会との交流及び国際交流

人員構成：委員長（常任理事）1名、幹事若干名、委員約10名

5. 選挙管理委員会については別途の規則による。

6. その他の臨時委員会の組織、運営については、その設置の都度、常任理事会において決定する。